

新型コロナウイルス対策緊急特別融資制度
『はんだ元気創生融資』概要

制度名	はんだ元気創生融資
融資金額	5,000 千円以内 ただし前期平均月商の 3 か月分を上限の目途とします 「前期」とは、個人の場合「平成 31 年 1 月～令和元年 12 月」、法人の場合「直前の決算期間」
資金使途	運転資金
融資利率	年 1.00%（固定金利、利子補給制度の活用で実質 0.00%～0.50%）
融資期間	5 年（1 年以内の元金据え置きを含む）
融資形態	証書貸付
償還方法	毎月の元金均等返済
担保	不要
信用保証	（保証料）不要
保証人	第三者保証人不要
据え置き	0 か月・6 か月・12 か月からいずれかを選択
融資対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 半田商工会議所の既会員事業所、本制度のご利用をきっかけとして新たに加入する事業所 ・ 知多信用金庫、半田信用金庫の営業地区内で事業を営む方で融資基準に適合する個人・法人 ・ 中小企業・小規模企業者（個人・法人） ・ 新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した方
取扱期間	令和 2 年 3 月 30 日（月）～令和 2 年 9 月 30 日（水）
重複利用	取扱期間内における融資限度額内で重複利用を可とします
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 半田商工会議所の紹介状（会員証明および融資紹介依頼書） ・ 融資申込書（金融機関所定のもの） ・ 【個人】確定申告書・収支決算書（平成 29、30 年分、令和元年分） ・ 【法人】直近 3 期分の決算書、決算 6 か月以上経過の方は試算表、3 か月以内発行の履歴事項全部証明書 ・ 納税証明書（半田市市税に関し未納のないことの証明） ・ 新型コロナウイルス感染症による影響確認 ・ その他金融機関所定の書類等
融資審査	融資の可否は、金融機関での審査によるものとします